

# 科研費の最近の動向 及び 令和2年度公募について

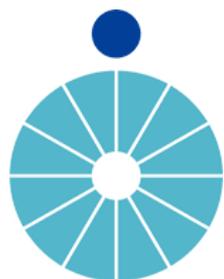
令和元（2019）年9月  
独立行政法人日本学術振興会



# 科研費における文部科学省と日本学術振興会の関係

科研費制度を所管

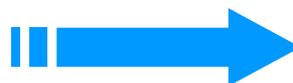
審査・評価・交付業務を担当



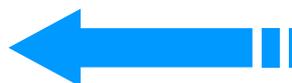
文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



両者が連携・協力して  
制度改善などを検討



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

科学技術・学術審議会学術分科会  
・研究費部会  
・科学研究費補助金審査部会 等

・科学研究費委員会  
・学術システム研究センター

外部からの要望等の受付（科研費に関するご意見・ご要望受付窓口設置）

科研費の制度改善は、文部科学省と日本学術振興会において、制度設計の理念、制度の変遷、整合性、応募や審査の変遷・実態、研究者等からの意見・要望なども考慮の上、検討している。

# 説明内容

1. 審査システム改革について
2. 令和2（2020）年度公募の主なポイント
3. 平成30（2018）年度～令和元（2019）年度の主な改善点・変更点について
4. その他連絡事項

# 1. 審査システム改革について

2. 令和2（2020）年度公募の主なポイント

3. 平成30（2018）年度～令和元（2019）年度の主な改善点・変更点について

4. その他連絡事項

# 「科研費審査システム改革2018」の概要

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、  
多様かつ独創的な学術研究を振興する

従来の審査システム（平成29年度助成）

## 最大400余の細目等で 公募・審査

細目数は321、応募件数が最多の  
「基盤研究（C）」はキーワードにより  
さらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究（S）
基盤研究（A） （B） （C）
若手研究（A） （B）

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用するとともに「総合審査」を先行実施。

「分科細目表」  
を廃止

新たな審査システムへ移行

新たな審査区分と審査方式 平成30年度助成（平成29年9月公募）～

## 大区分（11）で公募・審査 中区分を複数集めた審査区分

基盤研究（S）

## 中区分（65）で公募・審査 小区分を複数集めた審査区分

基盤研究（A）

挑戦的研究

## 小区分（306）で公募・審査 これまで醸成されてきた多様な 学術に対応する審査区分

基盤研究（B）  
（C）

若手研究

## 「総合審査」方式 – より多角的に –

個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。  
※基盤研究（S）については、「審査意見書」を活用。

- ・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- ・改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

## 「2段階書面審査」方式 – より効率的に –

同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

- ・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- ・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注）人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

※詳しくは、文科省HPをご確認ください。（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1380674.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1380674.htm)）

# 審査区分についてのポイント

## 「審査区分」の設定内容を全面的に見直し

- 従来の「分科・細目表」を廃止。全体的に「大括り化」した「審査区分表（大・中・小区分による構成）」を新設。
- 「審査区分」は、
  - 学問分野の体系化を趣旨としたもの、
  - 大学の学科・専攻や学会の分野などに基づいているもの、
  - のいずれでもない。
- 審査区分は固定化されたものでなく、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるように、小区分は「○○関連」、中区分は「○○および関連分野」、大区分は分野名を付さずに記号（A～K）で表記し、応募者の選択の自由を確保。
- 「キーワード」は、「内容の例」に変更。10個程度を限定列記。

## 研究種目により適用する「審査区分」が異なる

- 研究者は、「自らが応募する研究種目」に対応する「審査区分」を選択。
- 審査委員の選考は、各「審査区分」への対応ができることを考慮。
- 審査委員に対し、「審査委員から見て審査区分の選択が不適切と思われる場合であっても、それだけを理由に評価を下げない」よう要請。

※詳しくは、文科省HPをご確認ください。

([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/01/19/1367698\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/2017/01/19/1367698_01.pdf))

# 審査区分について

※審査区分表（小区分一覧）の例

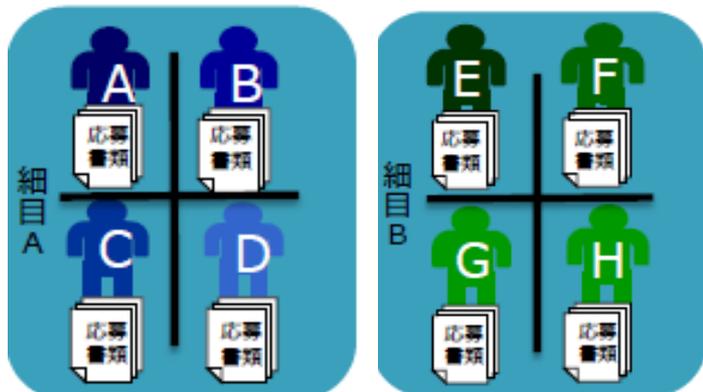
小区分	内容の例	対応する中区分、大区分	
		中区分	大区分
64030	〔環境材料およびリサイクル技術関連〕	64	K
	循環再生材料、有価物回収、分離精製高純度化、環境配慮設計、リサイクル化学、グリーンプロダクション、ゼロエミッション、資源循環、再生可能エネルギー、バイオマス利活用、など		
64040	〔自然共生システム関連〕	64	K
	生物多様性、保全生物、生態系サービス、自然資本、生態系影響解析、生態系管理、生態系修復、生態工学、地域環境計画、気候変動影響、など		
64050	〔循環型社会システム関連〕	64	K
	物質循環システム、物質エネルギー収支解析、低炭素社会、未利用エネルギー、地域創生、水システム、産業共生、ライフサイクル評価、統合的環境管理、3R社会システム、など		
64060	〔環境政策および環境配慮型社会関連〕	64	K
	環境理念、環境法、環境経済、環境情報、環境教育、環境社会活動、環境マネジメント、合意形成、安全安心、社会公共システム、持続可能発展、など		
90010	〔デザイン学関連〕	1, 23, 61	A, C, J
	情報デザイン、環境デザイン、工業デザイン、空間デザイン、デザイン史、デザイン論、デザイン規格、デザイン支援、デザイン評価、デザイン教育、など		
90020	〔図書館情報学および人文社会情報学関連〕	2, 62	A, J
	図書館学、情報サービス、情報組織化、情報検索、情報メディア、計量情報学、情報資源、情報倫理、人文情報学、社会情報学、デジタルアーカイブス、など		

※審査区分の詳細については参考資料を参照ください。

## 【旧方式】「2段審査」方式(分科細目表)

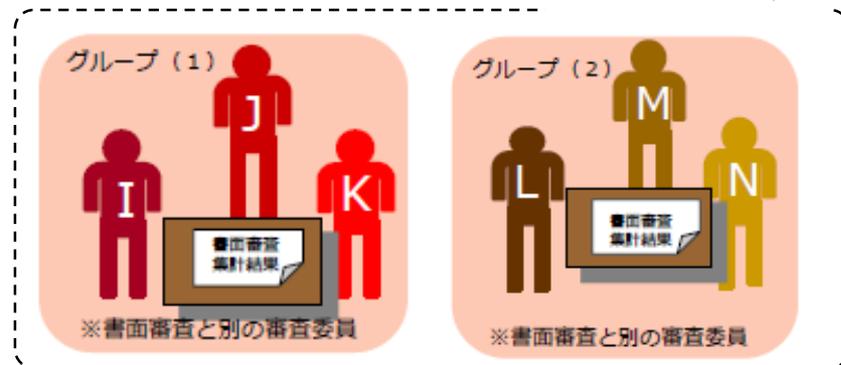
### 書面審査(細目ごと)

1 課題当たり、4名又は6名の審査委員が書面審査を電子システム上で個別に実施。



### 合議審査(〇〇小委員会)

3～5名程度の審査委員が書面審査結果に基づき、分科ごと(人社系は細目ごと)のグループで合議審査を実施し採否を決定。<〇〇小委員会>



書面審査を行う審査委員と合議審査を行う審査委員とが別々に設けられていた。



「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式ではなかった。

また、合議審査において、書面審査の評点に基づく合議となるため、実質的な議論にはなりにくかった。

### ① 総合審査 (中区分、大区分)

#### 書面審査 (中区分、大区分ごと)

1課題当たり、より幅広い分野にわたって配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査 (相対評価) を実施。



#### 合議審査 (中区分、大区分ごと)

書面審査の集計結果をもとに、書面審査と同一の審査委員が合議によって多角的な審査を実施し、採否を決定。



平成30年度公募からの「総合審査」方式は、書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施



「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式へと変更。

また、合議審査において、書面審査の点数にこだわらず検討し、全審査委員が研究計画調書に基づき、対等な立場で議論することを求めている。

書面審査の点数にこだわらず検討し、全審査委員が研究計画調書に基づき、対等な立場で議論ができる「総合審査方式」は理想的な審査方式である。

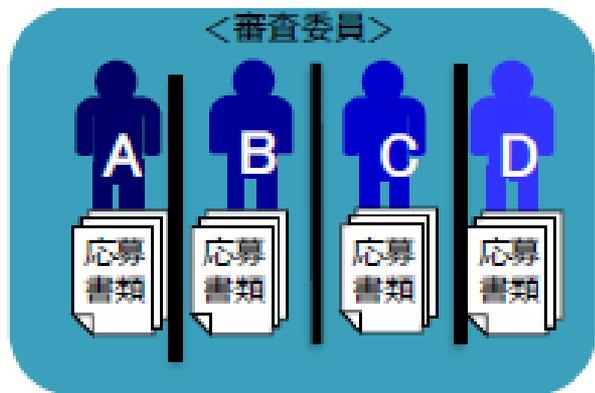
一方、全ての研究種目において「総合審査方式」を導入することはコストと審査委員負担の面から困難。

そこで、「総合審査方式」同様、他の審査委員の意見を参照できる「2段階書面審査方式」も導入。

## ②2段階書面審査方式 (小区分)

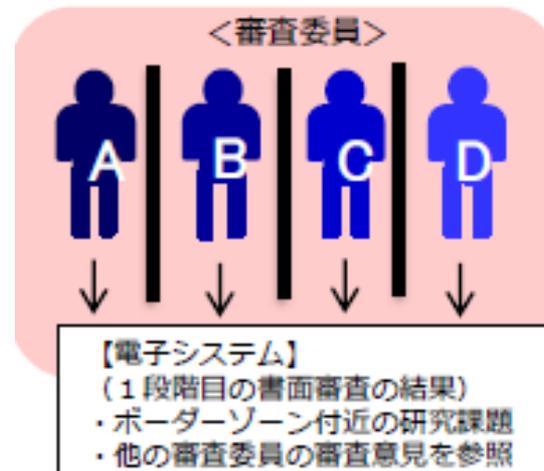
### 1段階目の書面審査 (小区分ごと)

1課題当たり、「小区分」ごとに配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査を(相対評価)を実施。



### 2段階目の書面審査 (小区分ごと)

1段階目の書面審査の集計結果をもとに、他の委員の審査意見も参考に電子システム上で 2段階目の評点を付し、採否を決定 (審査委員は1段階目と同一)。



「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式へと変更。

1. 審査システム改革について
2. **令和2（2020）年度公募の主なポイント**
3. 平成30（2018）年度～令和元（2019）年度の主な改善点・変更点について
4. その他連絡事項

## ○ 若手研究者の挑戦機会の拡大

- 「若手研究(2回目)」と「基盤研究(S)、(A)、(B)」との重複応募制限の緩和
- 「研究活動スタート支援」の他研究種目との重複受給制限の緩和

## ○ 挑戦的な研究の促進

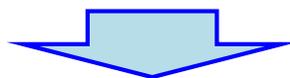
- 「挑戦的研究(開拓)」と「基盤研究(B)」の重複応募、受給制限の緩和

## ○ その他の変更点

- 「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「取組状況に係るチェックリスト」の提出締切等の変更

## 「若手研究」の見直し後の状況と問題意識

- 「若手研究（A）」の新規公募停止に伴って、従来「若手研究（A）」に応募していた研究者層が一定程度、金額規模が近い「基盤研究（B）」へ移行。
- 一方で、金額規模がより小さな「基盤研究（C）」への移行の傾向が強いことが確認されている。また、「**基盤研究（S）、（A）」への若手研究者による応募は従前より非常に少ない。**
- 若手研究者の研究ポストの不安定性等の我が国の研究環境が抱える課題を背景として、若手研究者が自らの研究を発展させるため、**リスクを取って大規模な研究に挑戦することが困難な状況となっているのではないか。**



## 改善に向けた方向性

- 研究の高度化や国際競争の激化の最中において更なる研究力向上を図るためには、**優秀な若手研究者に対して、より大規模な研究課題への挑戦を促すことが必要。**
- 若手研究者自身が、研究したい規模、内容に合わせた研究種目の選択が可能な環境整備が必要。

# 若手研究者の挑戦機会の拡大② 「若手研究」の目的・意義

**前提①** 科研費に「若手研究」を設定している趣旨、種目の位置付けの再確認

## 科研費による若手研究者の支援の在り方

若手研究者支援の在り方の検討においては、科研費の体系において中核である「**基盤研究**」を中心に据え、**将来的に若手研究者が「基盤研究」へ移行していくということに重点を置いて検討すべき**である。

若手研究者が研究活動を始め段階で研究の機会を与えるために、支援を行うことは重要であるが、**できるだけ早い段階で、より円滑に、科研費の中核である「基盤研究」に移行していくことができるように、若手研究者支援の枠組みを作っていくことが重要**である。

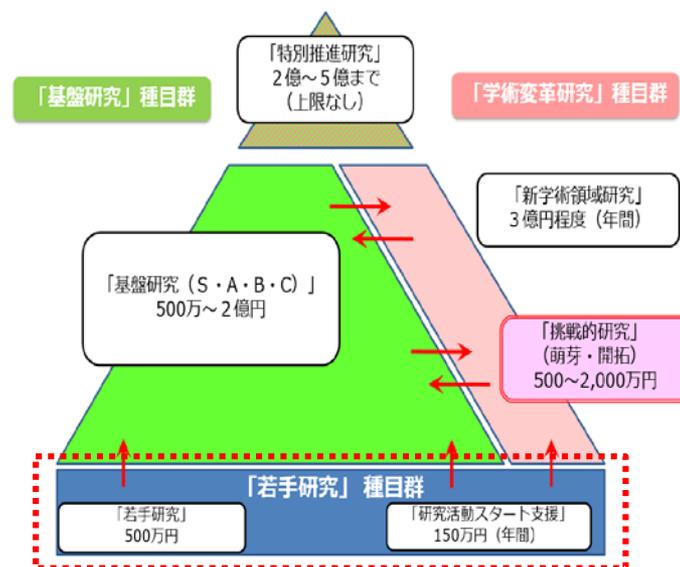
「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（これまでの審議のまとめ）」  
(平成21年7月16日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

## 「若手研究」の目的・意義の再確認

「若手研究」の目的・意義は「**経験の少ない若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援すること**」、そして、「**若手研究者が十分に力を蓄えていない段階であっても、支援をすることにより、多様な試みの中から本当に育つべきものがしっかりと足掛かりを得、将来の斬新な研究につながっていくようにすること**」にあり、科研費の中でも**若手研究者に限定した一定期間の特別な支援**である。

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」  
(平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

科研費の主要種目の構成



前提② 「若手研究」は制度の趣旨を踏まえ、一貫した考え方の下、これまで様々な制度を改善。

H22

↳

- 「若手研究（S・A・B）」全体を通じて、受給回数を2回に限定
- 若手研究のうち4年の研究期間の研究については、基盤研究への研究計画最終年度前年度応募の重複応募制限を緩和

H30

↳

- 若手研究の研究計画最終年度前年度応募対象を4年の研究から3年以上の研究に拡大
- 若手研究の応募要件を39歳以下から、博士号取得後8年未満の者に変更
- 「若手研究（A）」の見直し（「基盤研究」への統合）

経験の浅い若手研究者に独立して研究する機会を与え、研究者としての良いスタートを切れるようにするという「若手研究」の趣旨に鑑みれば、既にシニアな研究者と十分に競い合うことのできる研究者については、特別な制度である「若手研究（A）」によることなく、「基盤研究」種目群の充実により、そのキャリア形成に即した適切な支援が十分可能であり、好ましい在り方と言える。

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）

- 「若手研究（A）」の見直しに伴い、「基盤研究（B）」の審査において、若手研究者による応募課題から積極的に採択できる枠組みの設置（時限的な経過措置）

「若手研究」見直し後の若手研究者の応募動向等からは、若手研究の目的の一つである「基盤研究」への円滑な移行、特に「より大きな規模の研究種目への挑戦」という部分に課題。

## 〈現状認識〉

- 「若手研究（A）」の新規公募停止に伴って、従来「若手研究（A）」に応募していた研究者層が一定程度、金額規模が近い「基盤研究（B）」へ移行。
- 一方で、金額規模がより小さな「基盤研究（C）」への移行の傾向が強いことが確認されている。また、「基盤研究（S）、（A）」への若手研究者による応募は従前より非常に少ない。
- これらの要因として、若手研究者の研究ポストの不安定性等の我が国の研究環境が抱える課題を背景として、若手研究者が自らの研究を発展させるため、リスクを取って大規模な研究に挑戦することが困難な状況となっているのではないか。
- 研究の高度化や国際競争の激化の最中において更なる研究力向上を図るためには優秀な若手研究者に対して、より大規模な研究課題への挑戦を促すことが必要ではないか。
- 「若手研究」を基とした「研究計画最終年度前年度応募」の活用状況は低い割合にとどまっている。



優秀な若手研究者に対して、より大規模な研究への挑戦を促すため、

「若手研究（2回目）」の応募要件を満たす者が、基盤研究（S）、（A）、（B）に応募する場合は、「若手研究（2回目）」との重複応募を可能とする。

（両方採択となった場合は、基盤研究を優先）

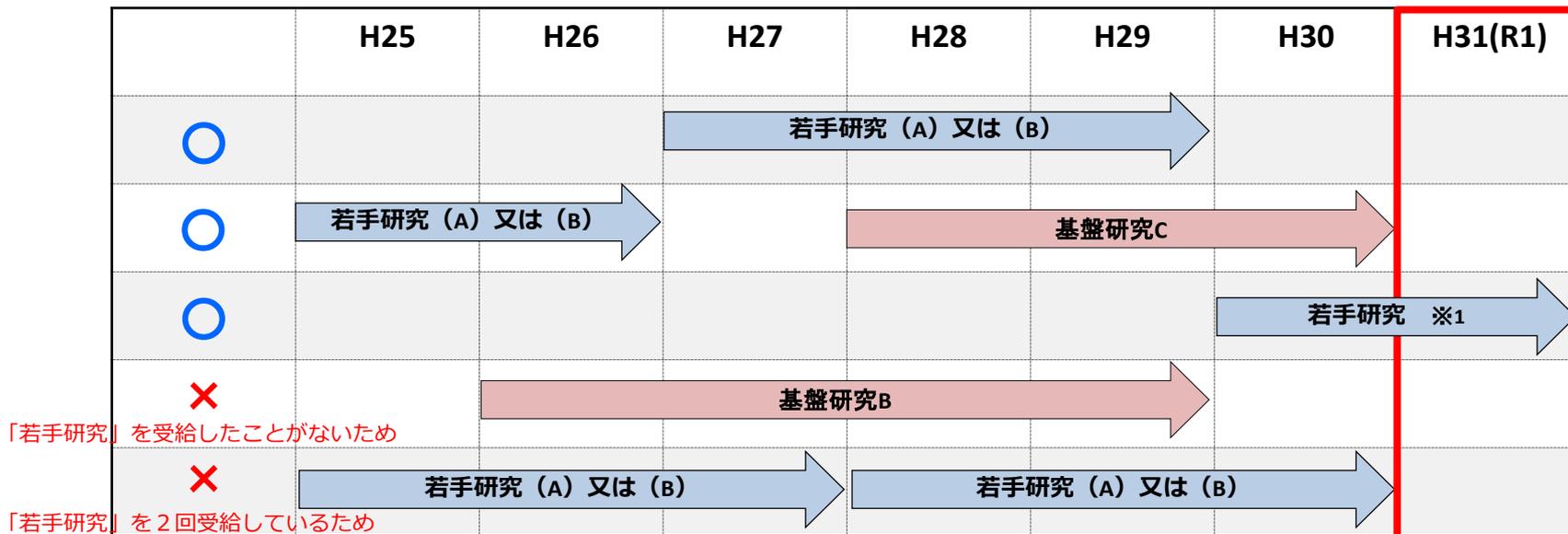
## 重複応募制限の例

	基盤研究 (S)	基盤研究 (A)	基盤研究 (B)
若手研究 (1回目) ・新規	重複応募不可	重複応募不可	重複応募不可
若手研究 (1回目) ・継続	応募不可	応募不可	応募不可
若手研究 (2回目) ・新規	重複応募可	重複応募可	重複応募可
若手研究 (2回目) ・継続	応募不可	応募不可	応募不可

※「若手研究 (2回目) ・新規」と「基盤研究 (S)」及び「基盤研究 (A)」の重複応募も可能ですが、基盤研究種目間の重複制限については従来どおりです。

## 対象となる例

- ・いずれの例もH25年度以降に科研費による研究を開始した場合とする。
- ・また、若手研究の応募要件を満たしている者であることを前提とする。



※1「若手研究 (1回目)」を受給中の場合は、研究計画最終年度の者が対象

Q1.

今回の「若手研究」の重複応募制限緩和は、なぜ「若手研究（2回目）」のみで行うのか。全ての若手研究者に「若手研究」と「基盤研究（S）、（A）、（B）」との重複応募制限緩和を行わないのか。

A1.

今回の重複応募制限緩和は、次のような背景を踏まえたものです。

- 「若手研究（A）」の新規公募停止後の「基盤研究（B）」への応募状況において、若手研究者からの一定の応募件数増は確認できる。  
しかしながら、従来であれば「若手研究（A）」に応募していたと思われる数に相当する応募件数増までは見られていないこと。このことは、「基盤研究（B）」への移行、挑戦を見送った可能性があると考えられること。
- 従来より「基盤研究（S）」や「基盤研究（A）」への若手研究者の応募が少ないこと。
- 他方、科研費制度としては、「若手研究」種目群から「基盤研究」種目群への移行が望まれるところであり、その際、自身が研究したい規模、内容に合わせた研究種目の選択をしてほしいと考えていること。つまり、「基盤研究（B）」等のより大規模な研究課題への挑戦を促したいこと。

このような背景を踏まえて、今回の主な対象としては、これまでは「若手研究（B）」を経て、次により規模の大きい「若手研究（A）」に挑戦をしていたような研究者としての一定の経験を積み、シニア研究者と十分に競い合うことのできる若手研究者と考えています。

具体的には、若手研究者がより規模の大きな研究を志向し基盤研究（B）等への移行を目指す際に、不採択となった場合のリスクを恐れて「若手研究」や「基盤研究（C）」に応募するようなケースを想定し、重複応募制限を緩和することによって一定のリスク緩和を図ることで、より規模の大きな研究に挑戦をしやすくすることを目指すものです。

Q2.

「若手研究」の継続採択者（現在受給中の者）を対象とした重複応募制限緩和を行わないのか。

A2.

「若手研究」を受給中の者が研究課題の実施期間中にいつでも「基盤研究（S）、（A）、（B）」の研究種目に応募することを可能とすることは、現行の特例措置である研究期間が3年以上の課題に対しての「研究計画最終年度前年度応募」を拡大するものです。

しかし、科研費は研究計画調書に書かれた研究期間で研究目的を達成することを基本としており、研究期間中に他の科研費に応募するために継続課題を辞退することは原則として認めていません。「研究計画最終年度前年度応募」は、それまでの成果等を踏まえた新規課題として研究計画を再提案する場合に活用できる例外的な制度であり、これまでもその運営は限定的かつ慎重に行われてきました。

このように、「若手研究」を現在受給中の者に関しては、自身の立てた当初の研究計画に基づいて研究を遂行し完了させることが原則であるといった考えから、今回の重複応募制限緩和の対象としないこととなりました。

### 「研究活動スタート支援」の他研究種目との重複受給制限の緩和

#### ●現状の公募～審査～研究のスケジュール



#### 【背景】

○「研究活動スタート支援」は、採択者に占める若手研究者比率が非常に高く（H30実績：約85%）、**若手研究者のチャレンジの機会を促進し、研究環境の更なる向上に向けた制度改善**として、有益な取組である。

○重複受給制限を課して、8月下旬の採択から約7ヶ月間で廃止するより、**当初計画に基づいて研究を継続させることが、効果的な研究実施に資する。**



#### 【制度改善の方向性】

新しい、柔軟な発想を持った採用直後の研究者に一層の挑戦を促すため、**他種目との重複受給制限を緩和**

# 挑戦的な研究の促進① 「挑戦的研究」の趣旨等

## 【「挑戦的研究」の基本的枠組み】

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」  
(平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

### (趣旨・対象)

- 「新しい原理や学理の発見・追求」、「学術の概念や体系の見直し」、「研究のブレークスルーをもたらすような、大きな発想の転換や斬新な方法論の導入」など、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画を支援。
- 種目の趣旨を踏まえた真に挑戦的な研究課題を支援する観点から、制度の趣旨に沿った質の高い研究課題を選び抜くため、科研費の全体目標である採択率30%の目標にとらわれず、採択件数を一定数に絞る。一方で挑戦的な研究計画の実行が担保されるよう、応募額を最大限尊重した配分を目指す。
- 「挑戦的研究」において期待される研究は当初立案した研究計画に従って遂行し得ない可能性が高いことを鑑み、その計画の柔軟な変更・実施を保証するため、学術研究助成基金による助成が適当。

### (他種目との重複制限)

- 科研費の種目体系においては、「基盤研究」種目群と「挑戦的研究」とは、学術の体系や方向の変革・転換を通じた発展を実現していく上で相補的な関係となるべきであり、重複制限の考え方を一律に適用することは当を得ない。
- 「挑戦的萌芽研究」の新規応募は1万8,000件に上っており、重複制限を緩和した場合、審査負担が著しく増加する可能性がある。
- 平成29年度助成（平成28年9月公募）からの大幅な見直しは見送るが、これは新種目の導入時の措置であり、恒久的なものとするべきではない。実際の応募動向や科研費全体を通じた重複制限の在り方の検証を踏まえつつ、当該種目の特質や「基盤研究」種目群等との役割・機能分担を適切に反映したものに見直していくことが必要。

## 挑戦的な研究の促進② 今回の変更点

### 〈現状認識〉

- 挑戦的研究（開拓）については、比較的シニア層の応募・採択が多い傾向。これは、重複応募制限によって「基盤研究（S）」と「基盤研究（A）」にしか重複応募が可能でないことや、採択率が約10%と基盤研究種目等と比較して相当厳選されていることなどによるものと考えられる。
- 新興・融合領域の開拓を一層強化する観点から、挑戦的研究（開拓）に係る重複応募、重複受給制限の緩和について検討する必要があるのではないか。



より幅広い研究者層の挑戦的で優れた研究を促進するため、

- 挑戦的研究（開拓）と基盤研究（B）について、重複応募及び重複受給を可能とする。

あわせて、挑戦的研究（開拓）は、令和2（2020）年度から基金化することを予定

	基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）
挑戦的研究（萌芽）・新規	重複応募可	重複応募可	重複応募可
挑戦的研究（開拓）・新規	重複応募可	重複応募可	重複応募可
挑戦的研究（萌芽）・継続	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）
挑戦的研究（開拓）・継続	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）	応募可 （重複受給可）

※「挑戦的研究（開拓）」と「挑戦的研究（萌芽）」との重複応募は不可

※「若手研究」と「挑戦的研究（開拓）」もしくは「挑戦的研究（萌芽）」との重複応募は不可

**Q1.** 「若手研究」と「挑戦的研究」との重複応募、重複受給制限緩和は行わないのか。

**A1.** 「挑戦的研究（萌芽）」と「若手研究」との重複応募及び重複受給制限に関しては、「科研費に関するご意見・ご要望受付窓口」等においても、その緩和を希望する意見が多く寄せられていますが、重複応募を可能とした場合、相当規模の応募件数の増加が見込まれるために審査負担等の観点から緩和は困難であると考えています。

# 重複応募、重複受給制限の緩和イメージ

○科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募が可能です。一方で限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること等を考慮して、「重複制限ルール」を設定しています。

【新規】

基盤研究への応募（新規）	重複応募/ 重複受給	基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）
若手研究（1回目）・新規	重複応募 〃 受給	× ×	× ×	× ×
若手研究（2回目）・新規	重複応募 〃 受給	×→○ ×	×→○ ×	×→○ ×
挑戦的研究（萌芽）・新規	重複応募 〃 受給	○ ○	○ ○	○ ○
挑戦的研究（開拓）・新規	重複応募 〃 受給	○ ○	○ ○	×→○ ×→○

【継続（受給中）】

基盤研究への応募（新規）	応募/ 重複受給	基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）
若手研究・継続	応募 重複受給	× ×	× ×	× ×
挑戦的研究（萌芽）・継続	応募 重複受給	○ ○	○ ○	○ ○
挑戦的研究（開拓）・継続	応募 重複受給	○ ○	○ ○	×→○ ×→○

※詳細は公募要領28頁の重複制限一覧表を御確認ください。

# その他研究種目における主な変更点

## 「奨励研究」について

### 主な変更点

個人で補助金を管理する者が応募する際に必要な「在籍確認書類」について、研究計画調書と合わせて科研費電子申請システムを通じて提出（送信）することとします。

## 「研究成果公開促進費」について

### 主な変更点

- 「研究成果公開発表（B）」及び「研究成果公開発表（C）」について、従来、公募の対象とするシンポジウム等の開催期間は、採択初年度の7月1日以降としていましたが、これを交付内定日以降に変更し、4月から6月に開催するシンポジウム等も公募の対象とすることとします。（ひらめき☆ときめきサイエンスも同様の扱いとなります。）
- 「研究成果公開発表（B）」のうち「ひらめき☆ときめきサイエンス」について、計画調書の提出（送信）を科研費電子申請システムを通じて行うこととします。なお、研究機関担当者は研究機関の長の情報を登録する必要があります。研究機関の長の情報が登録されないと、応募者は計画調書を作成することができません。
- 「研究成果公開発表（B）」のうち「ひらめき☆ときめきサイエンス」について、応募期間を昨年度から2ヶ月程度前倒し、10月中旬～12月下旬とする予定です。

※いずれも詳細については、それぞれの公募要領を御確認ください。

# その他の変更等①(チェックリストの提出期限)

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」
- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「研究不正行為チェックリスト」

⇒従来、科研費の応募に当たって、公募期間中に提出を求めていましたが、提出の締切期限を変更しました。両チェックリストの提出がない場合、交付決定を行いません。  
科研費に応募する研究機関については、必ず両チェックリストをそれぞれの提出期限までに提出してください。

## 【提出期限】

- 「体制整備等自己評価チェックリスト」 : 令和元（2019）年12月2日（月）
- 「研究不正行為チェックリスト」 : 令和元（2019）年9月30日（月）

## 【提出先】※e-Radを使用して提出

- 「体制整備等自己評価チェックリスト」 : 文部科学省研究振興局振興企画課  
競争的資金調整室
- 「研究不正行為チェックリスト」 : 文部科学省科学技術・学術政策局  
人材政策課研究公正推進室

# その他の変更等②(確認用PDF作成機能)

【昨年度まで】

応募情報の入力や分担者承諾の完了など、全ての項目が完了した状態にならないと、研究計画調書のPDFファイルを作成、確認することができなかった。



【令和2年度公募より】

添付ファイル項目の登録が済んでいれば、応募情報の入力が未完了、あるいは分担者承諾が未完了の状態でも、確認用のPDFファイルを作成することが可能です。

※ただし、確認用のPDFファイルは研究機関に提出（送信）することはできません。

※詳細については日本学術振興会HPに掲載する「科研費電子申請システムの操作方法について」の資料を参照ください。

# 5. 研究代表者が行う手続きについて(16)

応募者

研究計画調書管理  
Management of Research Proposal Document

研究種目名 Research Category	提出先機関名 Name of Submission Destination Institution	研究課題名 Title of Research Project	作成日 Date of Creation
20XX年度 基盤研究(BC)(一般)	ABODE大学	〇〇〇における×××の研究	XXXX年XX月XX日

<注意事項>

- 研究計画調書は以下の応募情報を入力して作成します。
- 「研究費の応募・受入等の状況」は、継続応募の場合は作成する必要がありません。
- 「研究課題情報」の新規・継続区分を「継続」にして保存した場合、応募情報入力のボタンが表示されなくなります。

< Note >

- By entering the following application information, Research Proposal Document will be created.
- It is not necessary to prepare "The Status of Application and Acquisition of Research Grants" in the case of continued applications.
- If you save the New proposal/Continued classification of "Research project information" as "Continued", the button for application information input will not be displayed.

応募情報 Application Information		処理状況 Processing Status	応募情報入力 Application Information Input
研究課題情報 Research project information		作成済 Created	修正 Modify
研究経費とその必要性 Research Expenditure and Their Necessity		分担承諾完了 Consent from the Co-Investigator has obtained.	
研究費の応募・受入等の状況 The Status of Application and Acquisition of Research Grants		作成中 Creating	再開 Restart
		未作成 Not created yet	応募情報入力 Application Information Input

添付ファイル項目の登録が済んでいれば、応募情報の入力が未完了、あるいは分担者承諾が未完了の状態でも、確認用のPDFファイルを作成することが可能です。

※ただし、確認用のPDFファイルは研究機関に提出(送信)することはできません。

<注意事項>

- 添付ファイル項目を全て登録することで、PDFを作成できます。
- 添付ファイル項目以外の項目が未入力の状態でも、PDFを作成できます。
- 添付ファイル項目についてはWordファイルの代わりにPDFファイルを作成することも可能です。
- 添付ファイル項目の頁総数に不足がある場合は、PDF添付ファイル項目様式の余白設定を変更すると、エラーメッセージが表示されます。

< Note >

- You can create a PDF file after you finish registering all forms to be uploaded.
- You can create a PDF watermarked as 「提出確認用」(for pre-submission revision) before you enter items other than the items to be uploaded.
- A PDF file can be used instead of a Word file for the forms to be uploaded. (A PDF file must be created using the forms to be uploaded in accordance with the Word file or the format provided by the JSPS or the MEXT)
- If there is a shortage in the total number of pages of the forms to be uploaded, an error will occur during PDF conversion.
- Do not change the margin setting of the forms to be uploaded. Doing so may cause errors.

添付ファイル項目 Forms to be Uploaded	ファイル登録/登録済みファイルダウンロード File Registration / Registered File Download
S-13	登録 Register

次へ進む  
Next

戻る  
Return



提出確認用

確認用のPDFファイルには、「提出確認用」という透かしが入ります。

# その他の変更等③(審査への協力について)

- 科研費の審査は、ピアレビュー (Peer Review) (※) のシステムを採っており、毎年7,000名以上の研究者が審査委員として御協力くださることにより成り立っています。ピアレビューは、研究者コミュニティの自律性の基礎となるものであって、学術研究の質を保証し向上させる上で重要な役割を担っています。
- 日本学術振興会においては、公正で優れた審査委員を選考するため、科研費に採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報を「審査委員候補者データベース」に登録し、当該データベースを活用して審査委員を選考しています。
- 科研費に採択された研究代表者は、研究遂行を通じて自身の研究を一層発展させることはもとより、学術振興のため名誉と責任あるピアレビューアーの役割を担うことも期待されています。また、審査委員としての経験は、学術的視野を更に広げることにもつながります。

※研究者コミュニティによって選ばれている研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うこと。

日本学術振興会及び文部科学省から審査に関する依頼があった場合には、積極的な協力をお願いします。

# 帰国発展研究(令和元(2019)年度公募)について

公募  
関係

- 本種目は、海外の研究機関等において優れた実績を有する独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう支援するものです。  
※応募時点において帰国後の所属先が確定していなくても応募することが可能です。

【応募資格】 ※海外における研究滞在等による中断者でも応募要件を満たせば応募可能

応募時点において、以下の3つ全てを満たしていること

- ① 日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分(ポストドクターを除く)を有し、所属している者であること
- ② 現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること
- ③ 科研費応募資格を有していない者であること

## 【公募内容の概要】

- 応募総額 5,000万円以下
- 研究期間 3年以内

※帰国後、日本国内の研究機関に所属して科研費の応募資格を取得し、交付申請の手続を行った後に経費を執行することができます。また、応募資格を取得した場合に約1年後までに交付申請を行うことができます。

## 【公募期間】

令和元(2019)年9月1日(日)～11月7日(木)午後4時30分

※電子申請システムは9月13日(金)から利用可能となる予定です。

研究機関間のネットワークや海外関係機関等を通じた関係者への周知等に御協力をお願いします。また、海外の研究機関等からの研究者の公募・採用を予定されている場合には、本研究種目について周知いただくとともに、対象となる研究者からの積極的な応募を促すよう御協力をお願いします。

## ○ 若手研究者の挑戦機会の拡大

- 「若手研究(2回目)」と「基盤研究(S)、(A)、(B)」との重複応募制限の緩和・・・P13～P19
- 「研究活動スタート支援」の他研究種目との重複受給制限の緩和・・・P20

## ○ 挑戦的な研究の促進

- 「挑戦的研究(開拓)」と「基盤研究(B)」の重複応募、受給制限の緩和・・・P21～P23

## ○ その他の変更点

- 重複制限、重複需給の緩和イメージ・・・P24
- その他研究種目の主な変更点について・・・P25
- 「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「取組状況に係るチェックリスト」の提出締切等の変更・・・P26
- 確認用PDF作成機能・・・P27～P28
- 帰国発展研究(令和元(2019)年度公募)について・・・P30
- 研究計画調書の変更(研究業績欄)について・・・P35～P37

## 日本学術振興会が公募を行うもの

- ・ **公募要領全般**  
研究助成企画課  
電話 03-3263-4796
- ・ **挑戦的研究(開拓・萌芽)**  
研究助成企画課  
電話 03-3263-0977
- ・ **特別推進研究、基盤研究(S)**  
研究助成第二課  
電話 03-3263-4254 (特別推進研究担当)  
電話 03-3263-4388 (基盤研究(S)担当)
- ・ **奨励研究**  
研究助成第一課  
電話 03-3263-0976,0980,1041
- ・ **基盤研究(A・B・C)、若手研究**  
研究助成第一課  
電話 03-3263-4724,1003,4779,0996
- ・ **国際共同研究加速基金(帰国発展研究)**  
研究助成企画課  
電話 03-3263-4927

## 文部科学省が公募を行うもの

- ・ **新学術領域研究(研究領域提案型)**
- ・ **学術変革領域研究**  
研究振興局 学術研究助成課  
科学研究費第一・二係  
電話 03-6734-4094

公募に関する問い合わせは、  
研究機関を通じて行ってください。

1. 審査システム改革について
2. 令和2（2020）年度公募の主なポイント
- 3. 平成30（2018）年度～令和元（2019）年度の主な改善点・変更点について**
4. その他連絡事項

# 平成30(2018)～令和元(2019)年度の主な改善

## 審査に関すること

- 研究計画調書の「研究代表者および研究分担者の研究業績」欄を評定要素に合わせ、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更  
(H31 (2019) 年度公募 (H30 (2018) .9) から)
- 審査システムにresearchmap及び科学研究費助成事業データベース (KAKEN) との連携機能を設定  
(H31 (2019) 年度公募 (H30 (2018) .9) から)

## 採択課題の公開情報に関すること

- 研究開始時及び終了時における公開情報の充実
  - ・ 基盤 (A)について、採択研究課題の審査結果の所見の概要をKAKENに公開
  - ・ 研究開始時に研究の概要をKAKENに掲載
  - ・ 研究成果報告書に研究成果の学術的意義や社会的意義をわかりやすく説明した内容を新たに含め、KAKENに公開

## 執行に関すること

- 若手研究者等が海外渡航によって研究を断念することなく、帰国後の研究費を保障できるよう海外渡航時における科研費の中断・再開制度を導入  
(H31 (2019) .4から)

# 研究計画調書の変更(研究業績欄)について①

研究計画調書に記載する研究業績については、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているか確認するためのものであることを明確化するため、審議会等による議論を経て、平成31（2019）年度公募より、基盤研究等における研究計画調書の「**研究代表者および研究分担者の研究業績**」欄を「**応募者の研究遂行能力及び研究環境**」欄に変更

しかしながら、

平成31（2019）年度の応募・審査時において、当該変更を受け、一部の研究者等の間で研究計画調書に「**研究業績を書けなくなった**」、「**研究業績を書かなくてよくなった**」など、誤った認識として捉えられている事例もあり、変更の趣旨が十分に伝わっていない点も見受けられました。

そのため、

令和2（2020）年度公募においては、**変更の趣旨を改めて周知**するとともに、**当該欄に論文等の研究業績を書くことができることを明確にし、論文を引用する場合の記載方法の例を研究計画調書の留意事項に記載しています。**

## ■ 令和2年度公募における改善

### 3 応募者の研究遂行能力及び研究環境

本欄には応募者(研究代表者、研究分担者)の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境(研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む)について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

研究計画調書に留意事項を表示し、研究業績を書くことができることを明確にし、論文を引用する場合の記載方法の例を記載。

#### ※留意事項

1. 研究業績(論文、著書、産業財産権、招待講演等)は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。  
例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年(西暦)、著書の場合はその書誌情報、など。
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。
4. 本留意事項(斜体の文書)は、研究計画調書の作成時には削除すること。

# 研究計画調書の変更(研究業績欄)について③

【科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等における議論の概要】

## (問題意識等)

- 「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする可能性など、審議過程において応募、審査の本来の在り方を歪めかねない実態があるのではないか。
- 「研究業績」欄が、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか。」といった誤った認識を与えている可能性があるのではないか。
- 研究代表者及び研究分担者の分担内容に応じた研究遂行能力を評価するために研究業績等の確認は必要だが、研究業績等の「書かせ方」については一考の余地がある。
- 科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。
- 「研究業績」欄を引き続き活用する場合にあっては、応募者が研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載できるような配慮が必要。(単に「欄を埋める」ことが重要であるかのような印象を払拭する必要がある。)
- 研究業績等による研究遂行能力の評価について、応募者、審査担当者の双方に正しい認識を醸成するよう努めることが必要。

## (研究計画調書の変更に当たっての基本的な考え方等)

- 科研費の審査は、研究代表者から提案された研究課題について、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究課題を選定することとしている。
- 研究計画調書における研究業績の位置付けは、研究計画調書に記載された研究を遂行するに当たり、実行可能性を判断するためのもの。
- これらの趣旨を踏まえ、研究業績の取扱いについては、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているかを確認するものであることを明確化する。

# 審査におけるresearchmap等の参照について①

## 競争的資金における使用ルール等の統一について(抜粋)

(平成27年3月31日 平成29年4月20日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

### 8 電子申請等の促進

- (3) 国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するresearchmap と府省共通研究開発管理システム等の連携を促進するため、研究代表者及び研究分担者の研究業績の提出を求める事業においては、各資金制度の応募要領等にresearchmap への登録及び入力を推奨する文章を掲載し、研究者等に利用を促すとともに、研究業績として、(中略)researchmap の登録情報の活用を促すこと。  
なお、researchmap の更なる活用の方途について、今後も検討を進める。



## 令和2(2020)年度 科学研究費助成事業 科研費 公募要領(抜粋)

### 5 研究者情報のresearchmapへの登録について

researchmapは日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Radや多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされています。

また、**科研費の審査において、researchmap及び科学研究費助成事業データベース(KAKEN)の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとします**ので、researchmapへの研究者情報の登録をお願いします。なお、審査においてresearchmapの掲載情報を参照するに当たっては、researchmapに登録されている「研究者番号」により検索を行いますので、researchmapへ研究者情報を登録する際には、必ず「研究者番号」を登録してください。

# 審査におけるresearchmap等の参照について②

## <researchmapの具体的な取扱い>

- 科研費の審査において、研究遂行能力を有しているかについては **研究計画調書**で判断します。
- 審査の際に審査委員が**必要に応じて参照**することができますが、従前よりも審査の際に審査委員がresearchmapを参照しやすくなることから、必要な情報を積極的に登録・更新してください。
- researchmapは参考情報として参照するため、researchmapの更新・登録自体が直接的に採否に影響することはありません。
- なお、researchmapの情報は必ずしも審査に必要な情報のみではないため、**審査に必要な情報までは活用しないよう審査委員に周知**しています。

# 採択された研究課題に関する情報について

○科研費では、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究者氏名・所属機関・交付予定額等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等により公開します。

※KAKENの画面イメージ図

KAKEN 研究課題をさがす

KAKENの使い方 日本語

令和元年度の交付決定データ（一部）の取録（2019年08月05日）  
令和元年度の交付決定データ（一部）の取録（2019年08月05日）

## KAKEN

研究課題をさがす

科学研究費助成事業データベース

科学研究費助成事業データベースは、文部科学省および日本学術振興会が交付する科学研究費助成事業により行われた研究の当初採択時のデータ（採択課題）、研究成果の概要（研究実施状況報告書、研究実績報告書、研究成果報告書概要）、研究成果報告書及び自己評価報告書を収録したデータベースです。科学研究費助成事業は全ての学問領域にわたって幅広く交付されていますので、本データベースにより、我が国における全分野の最新の研究情報について検索することができます。

フリーワード

検索

■ 全文検索

▽ 詳細検索

科研費に応募される研究者は、上記を踏まえた上で応募してください。

# 海外渡航時における科研費の中断・再開制度について

若手研究者等が海外渡航によって科研費の研究を断念することがないように、海外渡航期間に応じて自由に**科研費の中断・再開を可能とする制度改善を平成31年度助成から導入**することで、**帰国後の研究費を保障**し、若手研究者等の海外での研さん等を促進する。

## 1. 対象

- 海外における「研究滞在等」を対象とし、研究機関における研究活動への従事のほか、学位取得のための留学等を広く含む。
- 海外渡航に伴って退職する場合等、日本の研究機関に所属しないこととなる場合も制度活用の対象。

## 2. 手続等

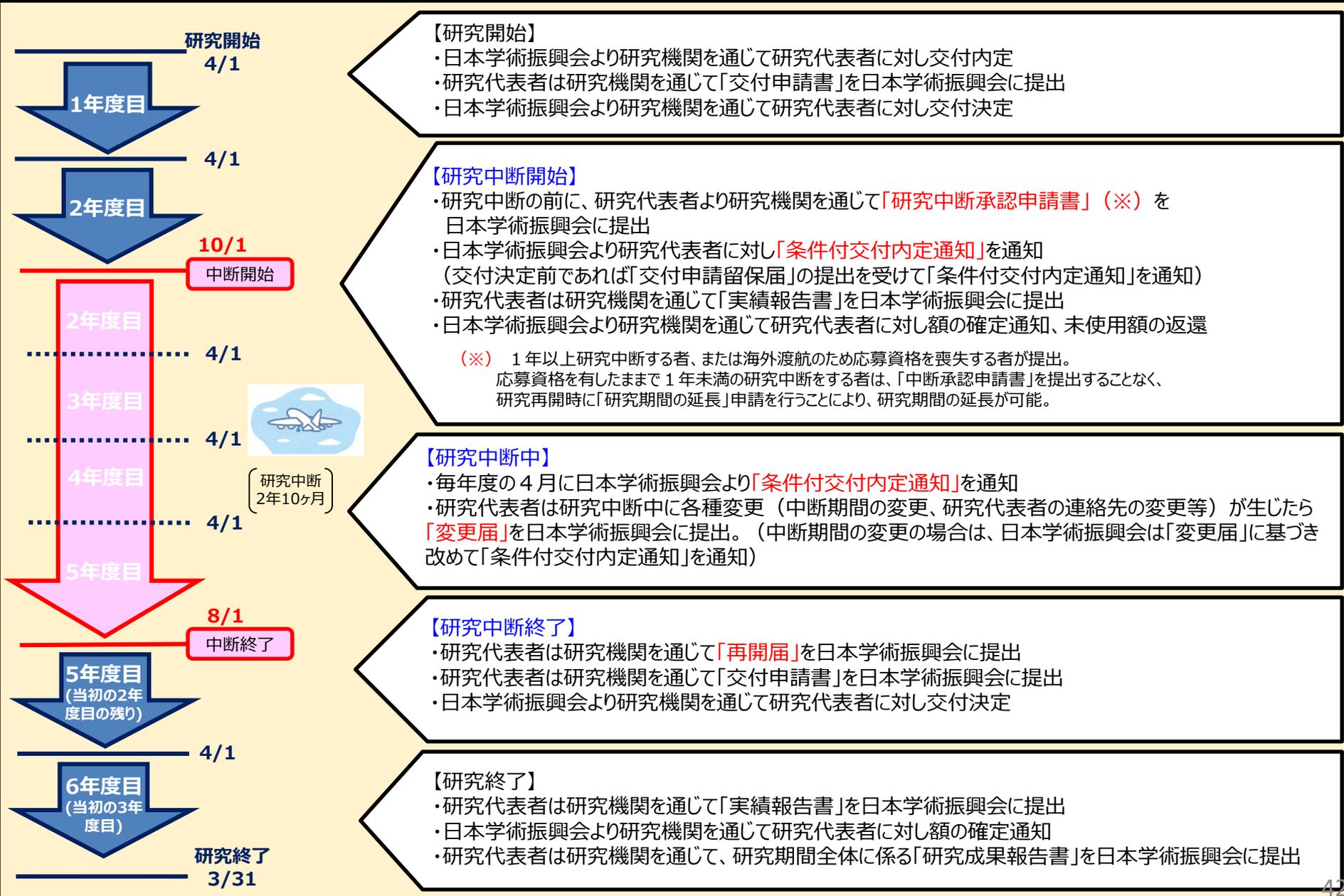
- 研究者は、中断前に所属している研究機関を通じて、研究滞在等の事由、渡航予定期間、研究再開予定時期等について日本学術振興会に申請し、中断の承認を得る。
- 中断期間は**原則として1年以上**。  
(科研費では現在も1年未満の中断の場合は研究を継続可能。本人の希望等に応じて**1年未満の中断の場合も柔軟に制度活用が可能。**)
- 中断期間は**1度の申請につき最大5年間**とし、その後の計画の変更に応じて、**中断期間の延長**や別の事由による**再度の申請が可能**。
- 日本学術振興会から、中断の承認と併せて中断期間の間有効な「条件付交付内定」を行うことで、**帰国後に直ちに科研費を使用することが可能**。(再開の際には、大学等の科研費に応募可能な日本の研究機関に所属することが必要。)

【制度活用のイメージ】 研究期間3年間で、2年10ヶ月の中断により3年間の研究期間延長を行う場合



# 海外における研究滞在等による科研費の研究中断 手続きのイメージ

研究期間3年間で、2年10ヶ月の中断が生じる場合



1. 審査システム改革について
2. 令和2（2020）年度公募の主なポイント
3. 平成30（2018）年度～令和元（2019）年度の主な改善点・変更点について
4. **その他連絡事項**

# 公募要領等における年表記について

- 日本学術振興会においては、今後、各研究機関や研究者に通知する事務連絡も含め、公募要領等に和暦と西暦を併記することとし、分かり易い情報発信に努めます。
- 電子申請システムについても、順次対応を行っていく予定です。

## 【併記例】

令和元(2019)年度 科学研究費助成事業説明会  
令和2(2020)年度 科学研究費助成事業（科研費）公募要領

# 各研究機関の事務担当者の方をお願いしたいこと

科研費制度では、以下のような取組により、研究費の使い勝手を向上させることで、研究者が研究により専念でき、優れた研究成果が創出されることを目指しています。

## ■ 制度のルールを理解した柔軟な研究費の使用

⇒基金種目や調整金制度のルールに沿った柔軟な研究費使用を可能にすることで、研究成果の最大化や研究費の無駄な使いきりや不正使用の防止にもつながります。

## ■ 合算使用による共用設備の購入

⇒複数の研究費資金や科研費同士を合算して共用設備を購入することで、当初の計画よりも高機能な設備を導入することが可能になるなど、より効果的な研究費の使用が可能になります。

平成29年3月24日付け、文科省高等教育局、研究振興局事務連絡として、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の“ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡を発出していますので、ご参照ください。

## ■ 科研費により購入した設備の学内外の研究者への共用

⇒保有している設備について、他の必要としている研究者の使用が可能とすることで設備の有効活用が期待できます。



研究者に、より優れた研究成果を上げていただくためには、制度についてのご理解を深めていただくとともに、研究機関の経理管理の体制整備など、事務担当者の方のご協力が不可欠ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成25年11月 総務省）（※）においては、大学等において、**基金化の導入の趣旨に則った運用が行われていない事例が報告されています。**

<参考> ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html))

# 科研費審査の依頼について(所属機関事務局)

(令和2年度基盤研究(A・B・C)、若手研究の審査依頼の例)

## ①令和元年12月上旬 審査資料送付(2段階書面審査分、総合審査分)

審査に当たって、審査関係資料は審査委員の所属機関事務局を經由して送付いたしますので、速やかに該当審査委員に直接手渡しの上、期日までに日本学術振興会までご連絡ください。

## ②令和2年1月下旬 1段階目の書面審査(2段階書面審査分)×切

審査資料は2段階目の書面審査にて使用されますので、1段階目の書面審査が終了した時点では、処分しないでください。

※ 総合審査における書面審査の×切も同時期ですが、審査資料は審査委員ご本人が日本学術振興会に直接返送する予定であるため、誤って所属機関事務局で処分しないようご注意ください。

## ③令和2年2月中旬 2段階目の書面審査×切(2段階書面審査分)

2段階書面審査の審査関係資料については、所属機関事務局において期限を定め、審査委員から回収し、必ず裁断等により再生不可能な状態にして処分してください。処分が完了したら、期日までに日本学術振興会にご連絡ください。

### <留意事項>

- ・令和2年度の審査委員の所属・職・氏名は、令和4年度の審査終了後に、本会ホームページ上において、「令和2年度審査委員名簿」として公表する予定ですので、その旨ご留意の上、審査資料の配布に当たっても守秘の徹底にご協力ください。
- ・日本学術振興会の各担当の連絡先及び返信期日等の詳細は、今後発出される依頼文書をご確認ください。

# 審査委員候補者データの確認・更新について

**「審査委員候補者データベース」に登録されているデータの確認・更新は、適切な審査委員を選考するために大変重要です。**

例年4月頃、所属機関を通じて書面にてID・パスワードを送付し、研究者ご本人にデータの確認・更新の依頼をしております。**通年で更新が可能**ですので、「審査委員候補者情報登録システム」(<https://www-shinsaiin.jsps.go.jp>)にログインして、**情報の確認・更新をお願いします。**

特に、「**①審査可能区分**」及び「**②内容の例**」は、審査委員を選考する上で大変重要な情報ですので、必ず確認・更新してください。

独立行政法人 日本学術振興会  
Japan Society for the Promotion of Science

審査委員候補者情報登録システムへようこそ

審査委員候補者情報登録票 FAQ

ログイン

ユーザーID  
パスワード

ログイン パスワードの変更

■基本情報

漢字氏名 (姓) 字 名 (姓) 氏名 (姓) 氏名 (姓)  
カナ氏名 (姓) 姓 名 (姓) 名 (姓) 名 (姓)  
生年月日 2004 年 1 月 1 日  
性別 男 女

■審査可能小区分 1

① 小区分名 0900:科学教育関連

② 内容の例 科学コミュニケーション  
内容の例は 科学と社会

■審査可能小区分 2

小区分名 01080:科学社会学会および科学技術史関連

内容の例 科学社会史

■審査可能中区分

中区分1 03:建設学およびその関連分野

■審査可能大区分

大区分1 A

## 【確認・更新をお願いする事項】

### 1. 基本情報(所属機関、職名等)

### 2. 「審査可能区分」及び「内容の例」

- ・小区分:最大3つ(2つは必須)  
※小区分については「内容の例」も必ず登録してください。
- ・中区分:最大4つ(1つは必須)
- ・大区分:最大3つ(1つは必須)

### 3. 主な発表論文、受賞歴

### 4. 競争的資金の獲得状況

# 実務担当者向け説明会について

従来より実施している各研究機関等における科研費説明会に加えて、実務担当者向け説明会についても各研究機関等からの要望に応じてJSPSより講師を派遣します。

いずれの説明会についても、可能な限り、近隣の研究機関等も含めた複数機関での開催をお願いします。

## 《趣旨》

- 初めて科研費の実務を担当される方々に基本的な仕組みや現状を理解していただくこと
- 実務担当者の方々に、科研費についてより深く理解していただき円滑に業務を行っていただくこと

## 《内容》

1. 科研費制度の概要
2. 科研費への応募・審査
3. 科研費の管理と適正な執行
4. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止 etc . . .

開催例) 複数機関におけるFD・SD研修や初任者研修、複数機関における科研費説明会

# 科研費に関するご意見・ご要望受付窓口

独立行政法人日本学術振興会において、科研費関連業務について研究者等の意見・要望を取り入れた改善を進めるため、科研費ホームページ上に「科研費に関するご意見・ご要望受付窓口」を設置しています。窓口にいただいた意見を踏まえ、今後も制度改善につなげていく予定です。

【入力フォームイメージ】

意見区分	内容
1	科研費制度について
2	公募について(公募要領、研究計画調書の様式等)
3	審査・評価について
4	科研費の使用、各種手続きについて
5	その他

意見提出窓口は日本学術振興会HPのトップページに設置しています。

## 科研費に関するご意見・ご要望受付窓口

日本学術振興会科研費ホームページ:  
<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>  
 (日本学術振興会科研費ホームページに設置した受付窓口のバナーから、専用フォームにリンク)

(参考) 科研費を含む競争的資金全般に関する意見・要望については、内閣府において受付窓口を開設しています。  
 内閣府URL: <https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0098.html>

# 參考資料集

# 審査区分について

「科学研究費助成事業の審査システム改革について」(平成29年科学技術・学術審議会学術分科会)(抄)

※報告書全体は、[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/01/19/1367698\\_01.pdf33](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/01/19/1367698_01.pdf33) を参照

## 3 審査システム改革の内容等

### (1) 改革の内容

現行の「分科細目表」は、本来科研費の審査区分を示すものであり、学問分野の体系化を趣旨としたものではなく、また、大学の学科・専攻や学会の分野などに基づいているものでもない。この点を明瞭にするために、現行の「分科細目表」を廃止し、新たに「審査区分表」を作成することとした。

「審査区分表」は、応募者が審査を希望する関連分野を柔軟に選択できるよう、研究種目に応じた審査区分(「小区分・中区分・大区分」)を設定し、また、審査区分と一体的に運用している審査方式についても研究種目の特性に応じた新しい方式を採用することとした。以下、これら審査区分および審査方式の見直しや関連措置を含め、平成30年度助成以降の新審査システムへの移行に係る取組全体を「科研費審査システム改革2018」と呼び、その内容を示す。

なお、「審査区分表」は、学術研究の動向を把握して、5年程度での定期的な見直しを念頭に置きつつ、軽微な内容については柔軟に対応を進めていくこととする。

### ① 「基盤研究(B・C)」等の審査区分(小区分)及び審査方式について

・ 「基盤研究(B・C)」、「若手研究」のように現行の審査システムにおいて、1細目当たりの応募件数が多い研究種目については、学術研究の多様性に配慮し、これまでに醸成されてきた多様な学術研究に対応する審査区分として306の小区分を設定する。その際、小区分が固定化されたものではなく、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるよう、それぞれの小区分は、「〇〇関連」とし、応募者の選択の自由を確保する。

・ 小区分には、応募者が小区分の内容を理解する助けとなるよう、「内容の例」を付す。各小区分の「内容の例」は、概ね10個程度とするが、本来的には各小区分の内容は今回の「内容の例」として列記されたものに限定されるものではなく、そのことを示すため、「内容の例」として列記された事項の後に「など」を加える。

・ 小区分では「2段階書面審査」により採否を決定する。「2段階書面審査」においては、電子システムを利用して、書面審査を2段階にわたって行う。1段階目においては、審査委員全員が全ての応募研究課題を審査する。この1段階目の審査結果に基づき採否のボーダーライン付近となった研究課題のみを対象として、同一の審査委員が2段階目の審査を行い、改めて評点を付す。その際、当該小区分の全ての審査委員の1段階目の審査意見等を参考とする。

# 総合審査：「基盤研究（S・A）」

## 審査方法

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。  
なお、「基盤研究（S）」では専門分野が近い研究者が作成する審査意見書を書面審査及び合議審査で活用するとともにヒアリング審査を行う。

## 審査委員数

6～8名

## 評点分布等

✓ 研究計画調書の長所と短所をコメント

### 【書面審査】

4段階の相対評価：S（10%）、A（10%）、B（10%）、C（70%）

### 【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

- ✓ 書面審査の点数に**こだわらず**検討
- ✓ 専門分野の審査委員の判断に任せず、**全審査委員が対等**な立場で議論
- ✓ 専門知に頼らず、**研究計画調書に基づき**議論

## 審査結果の開示

- ・ 採択となった課題について「審査結果の所見」を開示、審査結果の所見の概要を一般に公開
- ・ 不採択となった課題についておおよその順位と「審査結果の所見」を開示

# 総合審査：「挑戦的研究」

## 審査方法

審査委員が分担して事前の選考を行った上で、審査委員全員が書面審査を行い、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。

(事前の選考は概要版でのみ審査。応募件数が少ない場合は実施しない。)

## 審査委員数

6～8名 (事前の選考は、1課題あたり3名で分担して実施)

## 評点分布等

### 【事前の選考】

4段階の相対評価：4 (10%)、3 (10%)、2 (10%)、1 (70%)

### 【書面審査】 (採択可能件数の2倍程度の課題を対象)

4段階の相対評価：S (採択可能件数の1/3)、A (同左)、B (同左)、C (残り)

### 【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

✓ 研究計画調書の長所と短所をコメント

## 審査結果の開示

- ✓ 書面審査の点数に**こだわらず**検討
- ✓ 専門分野の審査委員の判断に任せず、**全審査委員が対等**な立場で議論
- ✓ 専門知に頼らず、**研究計画調書に基づき**議論

合議審査で不採択となった課題についておおよその順位と「審査結果の所見」を開示 (事前の選考で不採択となった課題についてはおおよその順位を開示)

# 2段階書面審査：「基盤研究（B・C）」 「若手研究」

## 審査方法

審査委員が各研究課題について、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり書面審査を行う。

## 審査委員数

基盤研究（B）：6名

基盤研究（C）、若手研究：4名

## 評点分布

### 【1段階目の書面審査】

✓ 研究計画調書の長所と短所をコメント

4段階の相対評価：4（10%）、3（20%）、2（40%）、1（30%）

（各評定要素は4段階の絶対評価）

### 【2段階目の書面審査】（採否のボーダーゾーンの課題を対象）

✓ 1段階目において他の委員が書いたコメントを参照

4段階の相対評価：A（採択予定件数の1/3）、B（同左）、C（同左）、D（残り）

※2段階目の対象について、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮

## 審査結果の開示

不採択となった課題についておおよその順位、各評定要素の素点（平均点）、  
「定型所見」を開示

# 2段階書面審査の流れ（イメージ）

【12月上旬～1月中旬】

【2月上旬～2月下旬】

1段階目の  
書面審査

(利害関係対象課題  
の確認を含む)

ボーダーゾーンより  
総合評点の平均点が  
高い課題

ボーダーゾーン

(採択予定件数の  
上位80%～120%)

ボーダーゾーンより  
総合評点の平均点が  
低い課題

2段階目の  
書面審査

2段階目  
審査対象課題

採択研究課題

交付内定

【4月1日】

審査委員のうち1名でも  
評点1を付した課題

審査委員1名のみ評点1  
を付しているが、当該評  
点を除いて平均点を算出  
するとボーダーゾーン以  
上に該当する課題

2段階目の書  
面審査結果上  
位の課題（半  
数程度）

# 科研費制度・運用上の主な改善一覧(1)

年度	事項
H8	○不採択課題の審査所見の開示を開始(特別推進研究、重点領域研究)
H10	○「特定領域研究」の中間・事後評価結果及び評価基準の公表を開始
H11	○「国際学術研究」を「基盤研究」に統合。外国旅費等について、使用制限を大幅緩和 ○日本学術振興会に審査・交付業務の移管を開始
H13	○基盤研究(S)を創設 ○間接経費の措置を開始(特推、基S・A等) ○直接経費から研究支援者の雇用を可能とした
H14	○継続的・安定的に研究費を交付するため、研究計画終了前年度応募の仕組みを新設 ○基盤研究等において、不採択課題の審査結果の開示を開始 ○研究支援者の年度末までの雇用を可能とするため、実績報告書の提出期限を延伸
H15	○日本学術振興会に学術システム研究センターを新設 ○繰越制度を導入 ○育児休業等に伴い、研究中断制度を新設 ○不正に使用した研究者に、応募資格停止のペナルティーを導入

年度	事項
H16	○科研費ルールの整理・見直し、研究者及び研究機関向けのハンドブックを新たに作成 ○日本学術振興会に審査委員DBを構築し、配分機関による審査委員選考を開始 ○基盤研究等の書面審査に、電子審査システムを導入
H17	○基盤研究等の応募手続きに、電子申請システムを導入
H18	○研究実績報告書の提出期限を5月末に延伸
H19	○ガイドラインを踏まえ、機関管理・監査体制の整備を応募要件化
H20	○研究成果報告書(冊子体)を廃止し、KAKENデータベースで公表 ○若手研究の年齢対象を37歳以下から39歳以下へ変更 ○用途制限のない他の経費との合算使用を可能に変更 ○費目間変更可能な範囲を総額の30%から50%未満に制限を緩和
H21	○若手研究へ受給回数制限の導入 ○繰越申請手続きの簡素化を実施 ○電子申請システムとe-Radのログイン機能を統合

# 科研費制度・運用上の主な改善一覧(2)

年度	事項
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応募資格の変更(学生を応募資格から除外)</li> <li>○科研費被雇用者の応募資格の取扱を明確化</li> <li>○電子申請システムを利用して、審査結果の情報を開示</li> </ul>
H23	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基金化の導入(基盤(C)、挑戦的萌芽研究、若手(B))</li> <li>○「競争的資金」の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化</li> </ul>
H24	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部基金化の導入(基盤(B)、若手(A))</li> <li>○複数の科研費やその他の経費を合算して、設備の共同購入ができるように変更</li> <li>○科研費ロゴタイプを制定</li> <li>○不正使用の交付制限期間2～5年を1～10年に変更</li> </ul>
H25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金に「調整金」の枠を設定</li> <li>○繰越申請手続きに電子申請システムを導入</li> </ul>
H26	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本学術振興会特別研究員(SPD・PD・RPD)に間接経費を措置</li> <li>○科研費の全ての交付業務を日本学術振興会に移管</li> </ul>

年度	事項
H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国際共同研究加速基金」を創設</li> <li>○「特設分野研究基金」を創設</li> <li>○基盤(B)・若手(A)の一部基金を取りやめ、補助金化</li> </ul>
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「挑戦的研究(開拓、萌芽)」を創設</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従来の「分科細目表」を廃止し、新たな審査区分及び審査方式を導入(科研費審査改革2018の実施)</li> <li>○若手研究の応募要件を39歳以下という年齢制限から博士号取得後8年未満に見直し</li> <li>○特別推進研究に、受給回数制限を設定</li> <li>○「若手研究(B)」の新規採択者から「独立基盤形成支援」の配分を行う仕組みを試行的に導入</li> <li>○「特設分野研究」の新規設定を停止し、「挑戦的研究」の審査区分として「特設審査領域」を設定</li> <li>○交付手続きのペーパーレス化を推進</li> <li>○連携研究者を廃止し、研究協力者に統合</li> </ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))の新設</li> </ul>
H31	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究活動スタート支援の基金化を導入</li> <li>○海外渡航時における科研費の中断・再開制度の導入</li> </ul>